

千葉市公園施設長寿命化計画

【大規模公園編（泉自然公園）】

令和 7 年 9 月

千葉県 千葉市

## 1. 都市公園整備状況

(令和7年3月31日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
1,415箇所	979ha	9.94 m <sup>2</sup>

## 2. 計画期間 (西暦) [令和7年度(2025年度)～令和15年度(2033年度) (9箇年)]

### 3. 計画対象公園

#### ①種別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緑地	その他		合計
										特殊	緑道	
						1						1

#### ②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」として設置から約50年が経過し、施設の老朽化が顕在化してきた大規模公園である泉自然公園を選定した。

## 4. 計画対象公園施設

#### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
75	6	106	0	0	27	30

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
654	0	0	898

#### ②これまでの維持管理状況

これまでには公園施設（いざみ橋、設備等）を対象に、市職員（又は市が委託する業者）による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

各点検により危険箇所が発見された場合は、必要に応じて使用禁止処置等を実施するとともに、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

#### ③選定理由

将来にわたり安全・安心、かつ安定的な公園の運営と維持管理を行い、公園として安全に利用できるよう機能を回復させ、長期間利用可能となる公園施設を目指すとともに、機能及び予算等の集約化を図るために、管理対象公園施設のうち、公園管理者が管理するすべての施設を対象とする。ただし、植物や指定管理者が管理する施設を除く。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

一般施設・建築物については国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針」、土木構造物については「千葉市橋梁定期点検要領」に則り実施した調査結果により健全度を把握した。また、各種設備については法令点検を実施している施設について、点検結果を引用し調査票作成を実施した。

調査・調査票作成を実施した施設のうち、予防保全型管理の候補とした 57 施設について、以下に調査結果を示す。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (9) 【フェンス等】	0	4	1	4	
b. 建築物 (16) 【トイレ等】	6	4	6	0	
c. 土木構造物 (1) 【いずみ橋】	0	1	0	0	
d. 各種設備 (31) 【井戸ポンプ等】	22	7	2	0	調査票作成のみ実施

## 6. 対策内容と実施時期

### ① 日常的な維持管理に関する基本の方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、市職員（又は市が委託する業者）により随時実施し、公園施設の機能保全ならびに安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設に異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防するとともに、補修または更新を判断する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

・法令点検に基づき実施する定期点検を健全度調査として活用する。

### ② 公園施設の長寿命化のための基本方針

#### 1. 予防保全型に類型した施設

- ・健全度が高いとされる A、B に判定された施設は、日常的な維持管理に関する基本の方針である日常点検と定期点検から、適切かつ早急な対策を実施し、消耗部品の交換や再塗装により長寿命化を図る。
- ・事後、予防の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・定期点検を行う各種設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5 年に 1 回以上の健全度調査を予定し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2.4 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.8 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1.2 倍を基本とする。ただし、処分制限期間の大小の関係が使用見込み期間で逆になる場合は、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」表-13 に示されている補正した使用見込み期間を適用する。

#### 2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.5 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1 倍を基本とする。ただし、処分制限期間の大小の関係が使用見込み期間で逆になる場合は、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」表-13 に示されている補正した使用見込み期間を適用する。

7. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など  
※別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」)による

8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

〔 今回長寿命化計画を策定した公園における単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額は1,136千円である。 〕

9. 計画の見直し予定

- ① 計画の見直し予定年度（西暦）：[2032年度頃]
- ② 見直し時期、見直しの考え方など

〔 ・次回以降の健全度調査の結果が長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合等には、長寿命化計画の見直しを行う。 〕